

マイナンバーカードに関する臨時窓口を開設します!!

これからの暮らしに必要となってくるマイナンバーカード。まだカードを申請されていない方！役場で申請してみませんか？マイナンバーカードの申請、マイナポイントの申込みをお手伝いいたします！下記の日程で、17時から19時までマイナンバーカード臨時窓口を開設します。

※ 本人確認ができるものをお持ちになって、役場へお越しください。

9月1日(木)	時 間：17時00分から19時00分まで
9月8日(木)	場 所：福島町役場1階 町民課窓口

ただし、マイナンバーカード専用窓口のため、戸籍や住民票等の発行は行いません。

令和6年度からは原則健康保険証とマイナンバーカードが一緒になるため、今から作っておくと便利だね！
健康保険証とマイナンバーカードが一緒になると、転職しても健康保険証が変わらないメリットがあるよ！



マイナポイントをもらうには？

健康保険証の利用登録、公的受取口座をマイナンバーカードと紐づけすると、マイナポイントがもらえます。マイナポイントは、マイナンバーカードに付与されるわけではありません。普段、ご利用されているキャッシュレスサービスにマイナポイントが入ります。

マイナポイントは、お買い物時に現金の代わりに利用することができます。
令和4年9月末までにマイナンバーカードを取得した方が対象となります。



キャッシュレスサービスとは？

電子マネーやプリペイドカード、デビットカード、QRコード等の各種該当する決済サービスにマイナポイントが付与されます。

例：ペコマカード、RARAプリカ、WAONカード、トライアル電子マネーサービス、NANACOカード、dカード、PayPay、auPay等

※マイナポイントが付与されるまでの期間は、各種キャッシュレスサービスごとに異なりますので、登録する際は利用規約をよく読んで登録してください。

お問い合わせ先

町民課 戸籍係

☎47-4681